

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 通勤手当

交通用具使用者に対する通勤手当について、自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときに、1キロメートルまでごとに2,600円に加算することとされている額を620円とすること。

イ 単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

ウ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を412,200円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,300円とすること。

エ 勤勉手当

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、同日において受けるべき給料月額（次に掲げる職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員を除く。）にあっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を給料として支給すること。

(1) (2)に掲げる職員以外の職員 100分の99.26

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 100分の98.94

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のエ及び2の(2)については平成26年6月1日から、第1の1の(2)のイ及び3並びに第2の2については平成27年4月1日から実施すること。

2 平成27年4月1日及び平成28年4月1日における号給の調整

(1) 平成27年4月1日における号給の調整

平成20年1月1日に昇給した職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、指定職給料表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員（以下「除外職員」という。）を除く。）その他これに準じる職員として人事委員会規則で定めるものの平成27年4月1日における号給は、(1)による調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすること。

(2) 平成28年4月1日における号給の調整

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項の規定による給料に関する状況等を考慮して人事委員会規則で定める職員（除外職員を除く。）のうち、平成19年1月1日に昇給した職員その他これに準じる職員として人事委員会規則で定めるものの平成28年4月1日における号給は、(2)による調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすること。